

件名：新型コロナウイルス感染症（検疫等の規制の公表）

<ポイント>

- ベネズエラ保健省は、新型コロナウイルス対策のための規制を発表しました。
- この規制の中で、入国時の検疫について、検査及び隔離の義務を求めています。
- 他にも、日常生活における市民の義務を種々求めています。

<本文>

1 ベネズエラ保健省は、新型コロナウイルス対策のための保健省大臣官房決議第90号を、1日付官報第41891号にて公表しました（詳細は以下のホームページ参照ください）。

[https://drive.google.com/file/d/146\\_Nih6aq0352eKZc-Q5jxubkj6lplqY/view](https://drive.google.com/file/d/146_Nih6aq0352eKZc-Q5jxubkj6lplqY/view)

2 同決議第6条で、外国から入国する際の検疫について、要旨以下のとおり規定しています。なお、ベネズエラ航空当局は、12日まで商用機の運航を引き続き停止しています。在留邦人・旅行者の皆様におかれましては、出国や越州が困難になっている等の問題に直面されている場合は、当館まで御一報願います。

（1）出身国に関係なく、入国するすべての人は、入国時にCOVID-19の簡易検査を受けなければならない。この検査で陽性の場合、PCRサンプルを採取する（無料）。

（2）（入国した者は）国境にあるPuntos de Asistencia Social Integral (PASI)に入った日から14日間、地方自治体と医療チームの監督下で、厳格な検疫のため、必ず隔離される。検査結果が陽性の場合には、医療センターに移送し、治療を開始するとともに、すべての接触者の特定と厳格な医学的監視を行う。

3 検疫以外にも、新型コロナウイルス対策のために必要な規制を規定しています。一般市民が関係する主な規制は次のとおりです。

（1）第2条 身近の者にCovid-19の症状が見られた場合の通報義務（「0800 VIGILAN」または「0800 COVID19」）、至近の保健医療施設での診断、高齢者や慢性疾患患者等の保護

（2）第4条 日常生活における市民の義務（マスク着用、手洗い、社会的距離の確保、10人以上を越える集会の回避、症状を感じた場合の外出禁止、施設内での物理的距離の確保と消毒・清掃）

（3）第7条 症状を有する者の、医療・受検義務（3日以上呼吸器の症状が継続する場合、制御不能な発熱、息切れ、胸痛、極度の衰弱、嗅覚や味覚の喪失がある場合）

（4）第12条 保健医療施設に行く場合には、同伴者なしで行くこと。同伴者が必要な場合は、最大でも1名までとすること。

（5）第15条 職場における規制

（労働者側）指定された場所での飲食、健康に関する運営機関の指針に従うこと

（雇用者側）症状がある者の出勤を制限、慢性疾患のある労働者の登録簿の作成、施設や企業への訪問抑制、衛生用品の提供、労働者へのマスクの提供、物理的距離の確保及びそのための労働シフトの構築、テレワークの推進、職住近接の推進、食堂スペースの確保

（6）第16条 陸上輸送における規制（駅等での社会的距離を維持するための標識設置、入口での体温検査、労働者の健康診断、ターミナル地点での監視活動、自家用車両乗車の際は運転手を含めて3名までとすること、公共交通機関での座席間隔の維持）

空路輸送、海上輸送については、各所管省庁と共同で策定する。

（7）第17条 商業施設における規制

(利用者) 不必要な人や物との接触, 消毒液等による消毒

(施設側) 入口での温度測定・消毒担当者の配置, 2平方メートルあたり1名以上の密度と  
ならないための入場調整, 密度維持できない施設の場合の代替外部スペース, カード類の操  
作担当者の消毒

4 6月4日までの、ベネズエラでの新型コロナウイルス感染者数等は、累計症例数が2,087名、累計死亡者数が20名、累計治癒数が385名と発表しています。他国から帰還した市民を中心に感染者数は増加していますので、予防が非常に重要です。以下のような予防に努めてください。ベネズエラでは、断水も頻繁に発生していますので、アルコール消毒による代替手段の確保等も重要です。新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合は、当館まで御一報願います。

- ・手洗いの励行

- ・マスクや手袋の着用

- ・換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける

また、日本の厚生労働省では、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を以下のホームページで提唱しています。日常生活をおくる上での参考にしてください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_newlifestyle.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html)

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・  
入域後の行動制限

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

参考：外務省海外安全 HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

参考：当館 HP 新型コロナウイルス関連情報

[https://www.ve.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.ve.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

参考：ベネズエラ・ボリバル共和国政府保健省新型コロナウイルス関連サイト

<http://www.mpps.gob.ve/index.php>

参考：厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

このメールは、在留届及び「旅レジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されてお  
ります。

#### 【問い合わせ先】

在ベネズエラ日本国大使館

電話：(+58)-212-262-3435

FAX：(+58)-212-262-3484

ホームページ：<http://www.ve.emb-japan.go.jp/>